

別紙

第1 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和 50 年 2 月 14 日付直法 2-2 「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第 42 条の 5～第 48 条（共通事項）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>42の5～48(共)－3の2 措置法第42条の6第2項、第42条の9第1項、第42条の10第2項、第42条の11第2項、第42条の11の2第2項、第42条の11の3第2項、第42条の12の4第2項、第42条の12の6第2項若しくは第42条の12の7第4項に規定する税額控除限度額又は同条第6項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額（以下「税額控除限度額等」という。）の計算の基礎となる措置法第42条の6第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の9第1項に規定する工業用機械等、措置法第42条の10第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11の2第1項に規定する特定事業用機械等、措置法第42条の11の3第1項に規定する特定建物等、措置法第42条の12の4第1項に規定する特定経営力向上設備等、措置法第42条の12の6第1項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備、措置法第42条の12の7第4項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第3項に規定する生産工程効率化等設備等（以下「税額控除対象機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 法人が取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）した税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第42条から第49条までの規定の</u></p>	(新 設)

改	正	後	改	正	前
<p><u>適用を受ける場合 令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされる金額</u></p> <p>(2) <u>法人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年度後の事業年度において法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に定める額から当該供用年度後の事業年度において法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けるとしたならば、令第 54 条第 3 項に規定する「損金の額に算入された金額（……金額を加算した金額）」となることが見込まれる金額（以下「損金算入見込額」という。）を控除した金額</u></p> <p>(ⅱ) 1 <u>(2)の損金算入見込額は、当該供用年度終了の日において、法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等若しくは法第 45 条第 1 項の金銭の交付を受け、法第 46 条第 1 項の賦課に基づいて納付され、又は法第 47 条第 1 項に規定する保険金等の支払を受けることが見込まれる金額（法第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等の交付を受けた金額で返還を要しないことが供用年度終了の日までに確定していないものを含む。）とすることができる。</u></p> <p>2 <u>法人が税額控除対象機械装置等の供用年度において税額控除限度額等の計算の基礎となる税額控除対象機械装置等の取得価額を(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に定める金額に基づき税額控除限度額等を計算して申告をしている場合において、供用年度後の事業年度に法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けるときは、令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされる金額に基づき供用年度の税額控除限度額等を修正することに留意する。</u></p>					

二 第42条の6(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改	正	後	改	正	前
(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定) 42の6-3 措置法令第27条の6第4項第1号から第3号までに掲げる機械及び装置、工具又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>(42の5~48(共)-3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第27条の6第4項第1号から第3号までに掲げる機械及び装置、工具並びにソフトウェア」と読み替えた場合における42の5~48(共)-3の2(2)に掲げる場合を含む。)</u> は、その圧縮記帳後の金額(上記の42の5~48(共)-3の2(2)に掲げる場合にあっては、42の5~48(共)-3の2(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。	(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定) 42の6-3 措置法令第27条の6第4項第1号から第3号までに掲げる機械及び装置、工具又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。				

三 第42条の9(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係

改	正	後	改	正	前
(圧縮記帳の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定) 42の9-2 措置法令第27条の9第2項第1号の一の設備で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備 <u>を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物</u> のうちに法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき <u>(42の5~48(共)-3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第27条の9第2項第1号の一の設備で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」と読み替えた場合を含む。)</u> は、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。	(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額) 42の9-2 措置法令第27条の9第2項第1号の一の設備で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備のうちに法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。				

改 正	後	改 正	前
<p><u>びに構築物」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)に掲げる場合にあっては、42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p>同項第 2 号イ若しくは第 3 号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円若しくは 500 万円を超えるかどうか又は同項第 2 号ロ若しくは第 3 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円若しくは 50 万円を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>			<p>同項第 2 号イ若しくは第 3 号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円若しくは 500 万円を超えるかどうか又は同項第 2 号ロ若しくは第 3 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円若しくは 50 万円を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>

四 第 42 条の 10((国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正	後	改 正	前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 10-2 措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が 2,000 万円以上又は 1,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)に掲げる場合にあっては、42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものと</p>		<p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>42 の 10-2 措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が 2,000 万円以上又は 1,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>	

改 正	後	改 正	前
<p>する。</p> <p><u>同項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</u></p>		<p><u>措置法令第27条の10第2項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</u></p>	

五 第42条の11(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正	後	改 正	前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p><u>42の11-2 措置法令第27条の11第2項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が2,000万円以上又は1,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42の5～48(共)－3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるを「措置法令第27条の11第2項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品」と読み替えた場合における42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあっては、42の5～48(共)－3の2(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p>同項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>		<p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p><u>42の11-2 措置法令第27条の11第2項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が2,000万円以上又は1,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>	<p>同項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>

六 第42条の11の2(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正	後	改 正	前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定地域経済牽引事業施設等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 11 の 2-1 措置法令第 27 条の 11 の 2 第 1 項の一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第 13 条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第 13 条各号に掲げる資産のうちに法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき (42 の 5~48(共)ー3 の 2 (2) 中「税額控除対象機械装置等につき」とあるのを「措置法令第 27 条の 11 の 2 第 1 項の一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第 13 条各号に掲げる資産のうちに」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における 42 の 5~48(共)ー3 の 2 (2) に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (上記の 42 の 5~48(共)ー3 の 2 (2) に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p>			(圧縮記帳をした特定地域経済牽引事業施設等の取得価額)
<p>(廃止)</p> <p>42 の 11 の 2-7 措置法第 42 条の 11 の 2 第 2 項に規定する税額控除限度額を計算する場合における特定事業用機械等の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>(1) 法人が取得等をした特定事業用機械等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受ける場合 令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされた金額</p> <p>(2) 法人が取得等をした特定事業用機械等につき、供用年度後の事業年度にお</p>			

改 正	後	改 正	前
	<p>(特定事業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42 の 11 の 2-7</u> 法人が特定事業用機械等を事業の用に供した日を含む事業年度(以下「供用年度」という。)後の事業年度において<u>その</u>特定事業用機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定事業用機械等に係る措置法第42条の11の2第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	<p>いて法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 <u>令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等(以下「国庫補助金等」という。)の交付予定金額(法第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの)</u>を控除した金額</p> <p><u>(注1) (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 特定事業用機械等の供用年度において、当該特定事業用機械等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合(当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合を含む。)で、法人が、措置法第42条の11の2第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることはできないものとする。</u></p> <p>(特定事業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42 の 11 の 2-8</u> 供用年度後の事業年度において特定事業用機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定事業用機械等に係る措置法第42条の11の2第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	

七 第42条の11の3(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正	後	改 正	前
(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)			(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)
<p>42 の 11 の 3-3 措置法令第 27 条の 11 の 3 に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 2,500 万円以上(同条に規定する中小企業者にあっては 1,000 万円以上)であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (<u>42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) 中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 27 条の 11 の 3 に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (<u>上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合にあっては、42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に定める金額</u>) に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p>(廃 止)</p>			<p>42 の 11 の 3-3 措置法令第 27 条の 11 の 3 に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 2,500 万円以上(同条に規定する中小企業者にあっては 1,000 万円以上)であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (<u>42 の 11 の 3－4 (2) に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (42 の 11 の 3－4 (2) に掲げる場合にあっては、42 の 11 の 3－4 (2) に定める金額</u>) に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p>42 の 11 の 3-4 措置法第 42 条の 11 の 3 第 2 項に規定する税額控除限度額を計算する場合における同条第 1 項に規定する特定建物等(以下「特定建物等」という。)の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>(1) 法人が取得等をした特定建物等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度(以下「供用年度」という。)において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受ける場合 令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされた金額</p> <p>(2) 法人が取得等をした特定建物等につき、供用年度後の事業年度において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等(以下「国庫補助金等」という。)の交付予定金額(法第 44 条の規定の</p>

改 正	後	改 正	前
		<p>適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの) を控除した金額</p> <p>⑬1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</p> <p>2 特定建物等の供用年度において、当該特定建物等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合(当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合を含む。)で、法人が、措置法第42条の11の3第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることはできないものとする。</p>	

八 第42条の12の4(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正	後	改 正	前
	(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定経営力向上設備等の取得価額要件の判定)		(圧縮記帳をした特定経営力向上設備等の取得価額)

42の12の4-5 措置法令第27条の12の4第3項に規定する機械及び装置、

42の12の4-5 措置法令第27条の12の4第3項に規定する機械及び装置、

改 正	後	改 正	前	
<p>工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が 160 万円以上、30 万円以上、60 万円以上又は 70 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>(42 の 5～48(共)－3 の 2 (2))</u> 中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 27 条の 12 の 4 第 3 項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェア」と読み替えた場合における <u>42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)</u> に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (<u>上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)</u> に掲げる場合にあっては、<u>42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)</u> に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p>		<p>工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が 160 万円以上、30 万円以上、60 万円以上又は 70 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>(42 の 12 の 4－9 (2))</u> に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (<u>42 の 12 の 4－9 (2)</u> に掲げる場合にあっては、<u>42 の 12 の 4－9 (2)</u> に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>42 の 12 の 4－9 措置法第 42 条の 12 の 4 第 2 項に規定する税額控除限度額を計算する場合における特定経営力向上設備等の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p>(1) <u>法人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、当該取得等をして指定事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受ける場合 令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p>(2) <u>法人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、供用年度後の事業年度において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（法第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額</u></p>		

改 正	後	改 正	前
<p>(特定経営力向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42 の 12 の 4-9 法人が特定経営力向上設備等を事業の用に供した日を含む事業年度(以下「供用年度」という。)後の事業年度においてその特定経営力向上設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定経営力向上設備等に係る措置法第42条の12の4第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>		<p><u>(2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 特定経営力向上設備等の供用年度において、当該特定経営力向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合(当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合を含む。)で、法人が、措置法第42条の12の4第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることはできないものとする。</u></p>	<p>(特定経営力向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42 の 12 の 4-10 供用年度後の事業年度において特定経営力向上設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定経営力向上設備等に係る措置法第42条の12の4第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>

九 第42条の12の6(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正	後	改 正	前
<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p><u>42 の 12 の 6-1 措置法第42条の12の6第1項に規定する認定導入事業者が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する認定特定高度情</u></p>		<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p><u>42 の 12 の 6-1 措置法第42条の12の6第1項に規定する認定導入事業者が、その取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした同項に</u></p>	

改 正	後	改 正	前
<p>報通信技術活用設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備が専ら当該認定導入事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該認定特定高度情報通信技術活用設備は当該認定導入事業者の営む事業の用に供したものとして取り扱う。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>		<p>規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備が専ら当該認定導入事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該認定特定高度情報通信技術活用設備は当該認定導入事業者の営む事業の用に供したものとして取り扱う。</p> <p><u>（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）</u></p> <p><u>42 の 12 の 6-2 措置法第 42 条の 12 の 6 第 2 項に規定する税額控除限度額を計算する場合における認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p>(1) 法人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受ける場合 令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされた金額</p> <p>(2) 法人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、供用年度後の事業年度において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（法第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除了した金額</p> <p>㊯1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</p> <p>2 認定特定高度情報通信技術活用設備の供用年度において、当該認定特</p>	

改 正	後	改 正	前
		<u>定高度情報通信技術活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受け</u> <u>ていない場合(当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない</u> <u>場合を含む。)で、法人が、措置法第42条の12の6第2項の規定による</u> <u>税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によるこ</u> <u>となく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用</u> <u>年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける</u> <u>ことはできないものとする。</u>	

十 第42条の12の7(事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正	後	改 正	前
(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) 42の12の7-2 措置法第42条の12の7第1項に規定する認定事業適応事業者が、その取得又は製作をした同項又は同条第4項に規定する情報技術事業適応設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報技術事業適応設備が専ら当該認定事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報技術事業適応設備は当該認定事業適応事業者の営む事業の用に供したものとして取り扱う。同条第3項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する生産工程効率化等設備等を自己の下請業者に貸与した場合についても、同様とする。		(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) 42の12の7-2 措置法第42条の12の7第1項に規定する認定事業適応事業者が、その取得又は製作(以下「取得等」という。)をした同項又は同条第4項に規定する情報技術事業適応設備(以下「情報技術事業適応設備」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報技術事業適応設備が専ら当該認定事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報技術事業適応設備は当該認定事業適応事業者の営む事業の用に供したものとして取り扱う。同条第3項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する生産工程効率化等設備等(以下「生産工程効率化等設備等」という。)を自己の下請業者に貸与した場合についても、同様とする。	

(廃止)

(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)

改 正	後	改 正	前
		<p><u>42の12の7-4</u> 措置法第42条の12の7第4項に規定する税額控除限度額を計算する場合における情報技術事業適応設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。同条第6項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額を計算する場合における生産工程効率化等設備等の取得価額についても、同様とする。</p> <p>(1) 法人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</p> <p>(2) 法人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（法第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額</p> <p>（注）(2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</p> <p>2 情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等（以下「情報技術事業適応設備等」という。）の供用年度において、当該情報技術事業適応設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合（当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合を含む。）で、法人が、措置法第42条の12の7第4項の規定による税額控除限度額又は同条第6項の規定による生産工程効率化等設備等税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度にお</p>	

改 正	後	改 正	前
			<u>いて法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることはできないものとする。</u>

十一 第 44 条(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係

改 正	後	改 正	前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の研究施設の取得価額要件の判定)</p> <p>44-7 機械及び装置の取得価額が 400 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>(42 の 5 ~48(共) - 3 の 2 (2) 中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「機械及び装置」と読み替えた場合における 42 の 5 ~48(共) - 3 の 2 (2) に掲げる場合を含む。)</u> は、その圧縮記帳後の金額 (<u>上記の 42 の 5 ~48(共) - 3 の 2 (2) に掲げる場合にあっては、42 の 5 ~48(共) - 3 の 2 (2) に定める金額</u>) に基づいてその判定を行うものとする。</p>			(圧縮記帳をした研究施設の取得価額)

十二 第 44 条の 2 (特定事業継続力強化設備等の特別償却) 関係

改 正	後	改 正	前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定事業継続力強化設備等の取得価額要件の判定)</p> <p>44 の 2-4 措置法令第 28 条の 5 第 2 項に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が 100 万円以上、30 万円以上又は 60 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を</p>			(圧縮記帳をした特定事業継続力強化設備等の取得価額)

改 正	後	改 正	前
<p>受けたものであるとき <u>(42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) 中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 28 条の 5 第 2 項に規定する機械及び装置、器具及び備品並びに建物附属設備」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合を含む。)</u> は、その圧縮記帳後の金額 <u>(上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合にあっては、42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に定める金額)</u> に基づいてその判定を行うものとする。</p>			受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

十三 第 44 条の 3 ((共同利用施設の特別償却) 関係

改 正	後	改 正	前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)</p> <p>44 の 3-1 措置法令第 28 条の 6 の「一の共同利用施設の取得価額 (……) が 400 万円（建物にあっては、600 万円）以上」であるかどうかを判定する場合において、その共同利用施設が法第 42 条から第 45 条まで及び第 47 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>(42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) 中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 28 条の 6 の一の共同利用施設」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合を含む。)</u> は、その圧縮記帳後の金額 <u>(上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合にあっては、42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に定める金額)</u> に基づいてその判定を行うものとする。</p>			(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)

十四 第 44 条の 4 ((環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却) 関係

改 正	後	改 正	前
(圧縮記帳の適用を受けた場合の環境負荷低減事業活動用資産の取得価額要件の判定)			(圧縮記帳をした環境負荷低減事業活動用資産の取得価額)
<p>44 の 4-1 措置法令第 28 条の 7 第 2 項の一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額の合計額が 100 万円以上であるかどうかを判定する場合において、<u>当該一の設備等を構成する機械</u>その他の減価償却資産のうちに法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき <u>(42 の 5 ~48(共) - 3 の 2 (2) 中「税額控除対象機械装置等につき」とあるのを「措置法令第 28 条の 7 第 2 項の一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうちに」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における 42 の 5 ~48(共) - 3 の 2 (2)に掲げる場合を含む。)</u>は、その圧縮記帳後の金額 <u>(上記の 42 の 5 ~48(共) - 3 の 2 (2)に掲げる場合にあっては、42 の 5 ~48(共) - 3 の 2 (2)に定める金額)</u>に基づいてその判定を行うものとする。</p>			<p>44 の 4-1 措置法令第 28 条の 7 第 2 項の一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額の合計額が 100 万円以上であるかどうかを判定する場合において、<u>その機械</u>その他の減価償却資産が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>

十五 第 45 条((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

改 正	後	改 正	前
(圧縮記帳の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定)			(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)
<p>45-3 措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号イ又は第 2 号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円又は 500 万円を超えるかどうかを判定する場合において、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに法又は措置法による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき <u>(42 の 5 ~48(共) - 3 の 2 (2) 中「税額控除対象機械装置等につき」とあるのを「措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号イ又は第 2 号イの一の生産等設備</u></p>			<p>45-3 措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号イ又は第 2 号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円又は 500 万円を超えるかどうかを判定する場合において、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに法又は措置法による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>

改	正	後	改	正	前
<p>で、これを構成する減価償却資産のうちに」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2(2)に掲げる場合にあっては、42 の 5～48(共)－3 の 2(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項第 1 号口若しくは第 2 号口の機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円若しくは 50 万円を超えるかどうか、同条第 10 項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうか又は同条第 20 項各号、第 22 項各号、第 24 項各号若しくは第 26 項各号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>					同項第 1 号口若しくは第 2 号口の機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円若しくは 50 万円を超えるかどうか、同条第 10 項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうか又は同条第 20 項各号、第 22 項各号、第 24 項各号若しくは第 26 項各号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。

十六 第 45 条の 2 (『医療用機器等の特別償却』) 関係

改	正	後	改	正	前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定)</p> <p>45 の 2-2 措置法令第 28 条の 10 第 1 項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額が 500 万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置並びに器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42 の 5～48(共)－3 の 2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 28 条の 10 第 1 項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品」と読み替えた場合における 42 の 5～</p>			<p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45 の 2-2 措置法令第 28 条の 10 第 1 項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額が 500 万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置並びに器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>		

改 正	後	改 正	前
<p><u>48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。)</u>は、その圧縮記帳後の金額（上記の42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあっては、42の5～48(共)－3の2(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>措置法令第28条の10第3項に規定する器具及び備品並びにソフトウェアの取得価額が30万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>		<p>措置法令第28条の10第3項に規定する器具及び備品並びにソフトウェアの取得価額が30万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>	

十七 第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

改 正	後	改 正	前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定農業用機械等の取得価額要件の判定)</p> <p>61の3-1の3 措置法令第37条の3第2項に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアの取得価額が30万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき（42の5～48(共)－3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第37条の3第2項に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア」と読み替えた場合における42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（上記の42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあっては、42の5～48(共)－3の2(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。</p>		<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定農業用機械等の取得価額要件の判定)</p> <p>61の3-1の3 措置法令第37条の3第2項に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアの取得価額が30万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>	

十八 経過的取扱い

改	正	後	改	正	前
<u>(経過的取扱い(1)…改正通達の適用時期(1))</u>			(新 設)		
<p>この法令解釈通達による改正後の42の5～48（共）－3の2（(2)に係る部分に限る。）の取扱いは、法人がこの法令解釈通達の日付の日以後に取得又は製作若しくは建設をする当該改正後の42の5～48（共）－3の2に定める税額控除対象機械装置等について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした措置法第42条の11の2第1項に規定する特定事業用機械等、措置法第42条の11の3第1項に規定する特定建物等、措置法第42条の12の4第1項に規定する特定経営力向上設備等、措置法第42条の12の6第1項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備、措置法第42条の12の7第4項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第3項に規定する生産工程効率化等設備等については、この法令解釈通達による改正前の42の11の2－7（(2)に係る部分に限る。）、42の11の3－4（(2)に係る部分に限る。）、42の12の4－9（(2)に係る部分に限る。）、42の12の6－2（(2)に係る部分に限る。）又は42の12の7－4（(2)に係る部分に限る。）の取扱いの例による。</p>			(新 設)		

改	正	後	改	正	前
<u>前の例による。</u>					